

国民健康保険に加入している方へ

高額療養費制度のお知らせ

問 市役所国保医療課

〔内線1225〕

国民健康保険高額療養費について

同じ月内で医療機関に支払った自己負担額（保険適用外を除く。）が一定の額（*自己負担限度額」という。）を超えた場合、申請により、その超えた額を高額療養費として支給します。なお、支給時期は、医療機関から当市に送られてくる診療報酬明細書（レセプト）を確認した後になるため、診療を受けた月から最長で2〜3か月後となります。

70歳未満の方と70歳以上の方では高額療養費の計算方法が異なります。

70歳未満の方

同一世帯で同じ月内に、受診者・医療機関ごと（入院・外来ごと、歯科・歯科ごとに分けます。薬局分は処方医療機関分の医療費に合算します。）に計算して21,000円以上の支払いが複数あった場合等、それらを合算し、自己負担限度額を超えていた場合、高額療養費の対象となります。

70歳以上の方

同じ月内に支払った医療費を合算して自己負担限度額を超えている場合、高額療養費の対象となります。

なお、同一世帯の70歳未満の方の医療費を合算する場合は、自己負担限度額は70歳未満の区分が適用されます。

●申請に必要なもの／

- ・国民健康保険被保険者証
- ・個人番号が確認できる書類
- ・医療機関の領収書
- ・振込先となる世帯主の預金通帳（写し可）

○世帯主以外の方が申請される場合は、印鑑（シャチハタ不可）が必要です。

自己負担限度額とは

年齢や所得に応じて異なり、毎年8月に世帯の前年の所得によって判定されます。

自己負担限度額の計算方法など詳細は市公式ホームページをご覧ください。

HP <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/1261.html>

HP <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/1261.html>



限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）について

入院などにより医療費が高額になる場合、医療機関の窓口で提示することで保険適用内の支払いを自己負担限度額までとすることができ、限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）を申請により交付しています。

すでに交付を受けている方で認定証の有効期限が切れている場合は、8月中に申請手続きを行ってください。（自動更新ではありません。）

※70歳以上の方で高額療養費区分「一般」と「現役並みⅢ」に該当する方は、申請が不要です。

●申請に必要なもの／

- ・国民健康保険被保険者証
- ・個人番号が確認できる書類
- ・代理申請の場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）が必要です。

詳細は市公式ホームページをご覧ください。

HP <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/1260.html>

HP <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/1260.html>



令和4年度 北斗市保健医療福祉講演会を開催します

講演のテーマは「コロナから学ぶ感染対策と新しい生活様式」(仮)です。長引くコロナ禍の中で、適切に感染対策をしながら健康を維持するためのポイントを学びましょう。

●日時／9月7日(水)午後1時30分〜午後2時30分

●場所／総合文化センターかなでる小ホール

●講師／未定

※お申込は不要です。直接会場までお越しください。

※会場は座席スペースを空け、換気や消毒等の対策をします。当日はマスク着用に加え、ご来場ください。

問 市役所保健福祉課健康推進係

〔内線153〕

国保限定!

脳ドック 受診者追加募集

国保医療課窓口または市公式ホームページからお申し込みください。

*電話での申し込みはできません。

問 市役所国保医療課国保係

〔内線125〕

